

2020年3月16日

東京都議会各会派 御中

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る 文書等の保管及び承継に関する条例(案)に対する意見

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子

当法人は、公的機関における市民の知る権利の確立を目的に活動する特定非営利活動法人です。

このたび東京都議会において、議員提案で「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例(案)」が提出されたことを歓迎しています。

2019年11月に東京都オリンピック・パラリンピック招致委員会の会計文書が行方不明になっており、存在が確認できないとの報道があり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関して、特に同組織委員会の文書がどのように保存されていくのかについて、当法人として懸念をしていました。

ご承知の通り、国においては公文書管理法で東京オリンピック・パラリンピックに関する行政文書は、保存期間を満了しても、通常は廃棄の対象となる文書も原則廃棄せず、国立公文書館に移管することと指定されています。一方、東京都は2019年9月の都議会で改正公文書管理条例を成立させています。これにもとづき、同10月に新たに設置された公文書管理委員会で「公文書の保存期間満了時の措置に関する指針(移管基準ガイドライン)」案が諮問され、1回の審議で同11月の委員会で答申を行い、ガイドラインが確定していますが、東京オリンピック・パラリンピックに関する公文書について、原則すべての文書を移管するとはしていません。

東京都として保有する公文書であっても、どこまで体系的に保存されるのか明らかではなく、当法人で過去にオリンピック・パラリンピック準備局の文書件名目録(2017年3月現在)を分析したところでは、件名目録上の公文書の保存期間は、60%近くが3年以内の保存期間、5年以内の保存期間だと90%以上となっており、他局に比べて突出して短期間の保存期間の割合が高いことがわかっています(グラフ1参照)。

東京都に組織委員会に対して文書等の保管及び承継に関して必要な措置を講ずるとの条例を制定することは、その前提として東京都自身の保有する関係する公文書につい

でも、必要な措置を講ずることを促すことになることを期待しています。

すでに東京都の現状について言及したような課題のあるほか、条例案について、今後の取組みも含めてぜひこの機会に検討いただきたいことがありますので、以下の通り意見を述べます。

○条例案に関連して

1. 第3条に、東京都に組織委員会の文書等の保管及び承継について必要な措置及び調整を行うとの規定がありますが、その前提として組織委員会における文書管理に関する定め(保存期間の定めを含む)や、どの範囲を管理対象の文書として保管しているのかなど実態が不明です。この必要な措置の中には、現状調査や把握を含むことを明確にし、都に対して具体的な対応を求めるべきだと考えます
2. 第3条は、「保管及び承継について必要な措置及び調整」を行うことを義務付けていますが、これを具体化するものとして、組織委員会その他関係機関と都が協定を結ぶなど、具体的な保管・継承のための枠組みが条例の求めるものであることを、明らかにすべきだと考えます
3. 組織委員会等には努力義務のみ規定しているのは別組織であるからやむを得ないところもありますが、組織委員会には東京都の職員が多数出向していますので、組織委員会解散前に、文書等の保全・管理について、特に担当する職員を出向・派遣するなどの具体的に協力が円滑に進められるような措置を講ずべきだと考えます
4. 条例案第6条第1項は、都が組織委員会から継承を受けた文書を公文書管理条例に基づき適正に管理するとしていますが、この文書等が都として保有するに至ったときは、都として取得した公文書とならなければならないと考えます。条例案にいう「継承」とは都として保有と同義であることは確認されておくべきだと考えます
5. 条例が成立した場合、都議会として知事部局に対して定期的に進捗状況や実態調査結果などの報告を受けるようにすべきです。

○公文書管理条例との関係について

1. 現在の公文書管理条例の移管基準ガイドラインでは、東京オリンピック・パラリンピックに関する公文書が原則として移管となるとはなっていません。東京都が保有する関連公文書については、原則として廃棄を認めず、都公文書館への移管とするよう、ガイドラインで明示すべきです。
2. オリンピック・パラリンピック準備局の公文書の保存期間が短い傾向にあることを踏まえ、現状における準備局設置以降の公文書の保管・廃棄・移管状況について実態を把握し、明らかにすべきです。

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス (担当 三木)
〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org

グラフ1

